

●关于煤气

根据居住的地区，煤气分为管道煤气和罐装煤气。煤气器具的热量根据管道煤气和罐装煤气也有所不同，使用前请确认煤气种类和煤气器具是否符合。

●管道煤气（13A）地区

想开始使用管道煤气时，请向您希望申请的煤气零售事业者申请。在你方便的日期，工作人员会来到你家中打开煤气阀。打开煤气阀需要你本人在场。

※煤气零售事业者的一览表可以在资源能源厅官网查看（只有日语）

資源エネルギー庁、ガス小売事業者

検索

●关于煤气费的支付

原则上，每月查表后您会收到写有煤气用量的通知书，并被要求缴纳费用。

- ・自动缴费 从你指定的金融机构的帐户自动缴费。
- ・用现金支付 在金融机构、指定的便利店等用现金支付。

●想停止使用时

请在搬家的前一天之前，将搬家的日期告知煤气零售事业者。工作人员就会来为你办理必要的手续。

暂时离开日本时 P.77

●罐装煤气地区

◇联系方式

开始使用或停止使用时，请直接与附在煤气表上的附表所记载的销售店联系。

◇煤气费

销售店工作人员查煤气表，之后每月支付煤气费。

◇请使用专用器具

罐装煤气专用的器具全国共通，但管道煤气用的器具则不可使用。请务必接受工作人员的检查，并使用罐装煤气专用的器具。

一旦发现煤气泄漏

- ◎如发现异常，请关上总阀，打开门窗把煤气放出室外。然后查找原因。
- ◎发生煤气泄漏时，如果打开电器器具，可能会由火花引起煤气爆炸，非常危险。请绝对不可触摸换气扇、电灯等的开关。（因为丙烷气比空气重，所以请用笤帚之类的东西扫出去。）

发现煤气泄漏时 P.9

大阪煤气网（株）兵庫事業部 煤气泄漏通报专线
电话：0120-7-19424

●ガスについて

ガスは、住んでいる区域によって都市ガスとプロパンガスに分かれています。ガス器具も都市ガスとプロパンガスではガスのカロリーが違うので、使用の際にはガスとガス器具が合っているかどうか確認してください。

●都市ガス（13A）エリア

都市ガスを使いはじめたいときは、ご希望のガス小売事業者に申し込んでください。都合のいい日に係員が家にきてガスの開栓をしてくれます。開栓には本人の立ち会いが必要です。※ガス小売事業者の一覧については、資源エネルギー庁のホームページで確認できます（日本語のみ）。

資源エネルギー庁、ガス小売事業者

検索

●支払いについて

原則、毎月メーターが読まれてガスの使用料を書いたお知らせが渡され、料金が請求されます。

- ・口座自動振替払い 指定の金融機関の口座から直接引き落とされます。
- ・現金で支払う 金融機関、指定のコンビニエンスストアなどで現金支払い。

●使用をやめたいとき

引っ越しの前日までに、引っ越しの日をガス小売事業者に知らせてください。係員がきて必要な手続きを行ってくれます。

日本から一時出国するときは P.76

●プロパンガスエリア

◇連絡先

使い始めるときも、使用をやめるときもメーターの付表に書いてある販売店に連絡してください。

◇料金

その販売店がガスメーターをチェックし、毎月の料金を請求します。

◇専用の器具を使いましょう

プロパンガス専用の器具は全国共通ですが、都市ガス用のものは使えません。必ず係員の点検を受けてプロパンガス専用のものを使ってください。

ガスもれに気づいたら

- ◎異常があれば元栓を閉め、窓や戸を開けてガスを外へ出しましょう。それから原因をチェックします。
- ◎ガスがもれていると、電気器具のスイッチを入れたときに火花によるガス爆発を起こすことがあります大変危険です。換気扇・電灯などのスイッチには絶対にふれないでください。〈プロパンガスは空気より重いのでほうきのようなもので掃きだしてください。〉

ガスもれがわかったときは P.10

大阪ガスネットワーク（株）兵庫事業部
ガスもれ通報専用 ☎0120-7-19424

プロパンガスについては販売店に相談してみてください。



使用電・自来水・煤气时

●姫路の電圧が100伏／頻率为60赫兹

日本の電圧が100伏。頻率有两种：关西地区（神戸及姫路等）为60赫兹，关东地区（东京）为50赫兹。在使用电器用品之前，请事先确认頻率和電圧是否符合当地的規格。頻率及電圧不符合規格的电器用品有可能会引起火灾等事故，因此千万不可使用。

●想用电时

1. 想用电时，请向您希望申请的零售电事业者申请。
※有关零售电事业者一览表，请在资源能源厅官网等确认。（只有日语）。
[資源エネルギー庁、小売電気事業者](#) [検索](#)
2. 申请用电时，需要供给地点特定的号码。请您确认“用电顾客须知”信函中的内容，记下供给地点特定号码。
3. 用电前，请通知零售电事业者您的地址、姓名、用电开始日期和供给地点特定号码，办理用电契约手续。
4. 打开总控电闸开关，确认是否可以用电。
※打开开关的状态下还不能用电时，请联系您申请用电的零售电事业者。

●关于支付电费

原则上，每个月工作人员会查电表，之后您会收到写有当月用电量的电费通知单。

●想停止使用时

在您搬家10天前，请与您签约的零售电事业者联系，告知对方您的地址、姓名、搬家日和供给地点特定号码。

暂时离开日本时 P.75

●停电或者发生灾害时的联系电话

关西电力送配電株式会社
電話：0800-777-3081(免费通话)

●关于自来水

自来水可以放心地直接饮用。想使用自来水，应提前10天向姫路市水道料金中心（自来水收费中心）提出申请。停止使用时也应提前10天通知姫路市自来水收费中心，以便结算水费。
姫路市水道料金中心 電話：079-221-2711

●水费的支付方法

水费每2个月支付一次。可以通过在姫路市内的总店、分店的金融机构开设的帐户进行自动转帐支付，或拿缴费通知单支付，也可以在便利店拿缴费通知单支付，或者使用电子支付的方法进行支付。

●关于下水道使用费

下水道使用费根据2个月的自来水用水量计算，每2个月一次和自来水费一起支付。

暂时离开日本时 P.75

電気・水道・ガスを使用するときは



●姫路の電気は100ボルト／60ヘルツです

日本の電圧は100ボルトです。周波数は関西（神戸や姫路など）では60ヘルツ、関東（東京）では50ヘルツです。電気器具の使用をはじめる前に地域の規格に合っているかどうか、周波数、電圧の両方を確認してください。ヘルツ、ボルトが適していない器具は火災などの事故につながる場合がありますので使用してはいけません。

●電気を使いたいときは

1. 電気をご使用される場合は、ご希望の小売電気事業者にお申し込みください。
※小売電気事業者の一覧については、資源エネルギー庁のホームページ等で確認できます(日本語のみ)。
[資源エネルギー庁、小売電気事業者](#) [検索](#)
2. 電気の申し込みには、供給地点特定番号が必要です。「電気をご使用になるお客さまへのお願い」の封書をご確認いただき、供給地点特定番号をメモしてください。
3. 電気のご使用前にご希望の小売電気事業者へ、ご住所、お名前、電気使用開始日、メモした供給地点特定番号をお知らせし、電気の契約手続きをしてください。
4. ブレーカーをONにして電気が使えるかどうかを確認してください。
※ブレーカーをONにしても電気が使えない場合は、電気の使用申し込みをした小売電気事業者へ連絡をお願いします。

●支払いについて

原則、毎月メーターの検針を行い、使用量に基づき計算した金額が請求されます。

●使用をやめたいとき

引っ越しの10日程前に、ご住所、お名前、引越日、供給地点特定番号をご契約先の小売電気事業者へ連絡してください。

日本から一時出国するときは P.76

●停電や災害のときの連絡先

関西電力送配電株式会社 ☎0800-777-3081
(通話料無料)

●水道について

水道水は、そのまま飲んでも安心です。水道水を使うには姫路市水道料金センターに使い始めたい日の10日前までに申し込んでください。使用をやめる場合は水道料金の精算ができるように10日前までに姫路市水道料金センターに知らせてください。

姫路市水道料金センター ☎079-221-2711

●水道料金の支払い方法は

支払いは2カ月に1回です。市内に本・支店のある金融機関での口座振替または納付書による支払い、コンビニエンスストアで納付書による支払い、キャッシュレス決済により支払う方法があります。

●下水道使用料について

下水道使用料は2カ月分の水道使用水量によって計算され、2カ月に1回、水道料金と合わせて請求されます。

日本から一時出国するときは P.76